

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第29号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(物品出納員の設置及び任命)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所物品出納員 <u>会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は会計管理者が指定する職員</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(物品取扱員の設置及び任命)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所 <u>物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、当該係長又は課長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は会計管理者が指定する職員</u></p>	<p>(物品出納員の設置及び任命)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所物品出納員 <u>ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める者</u></p> <p><u>ア 事務所（大阪事務所を除く。） 会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は会計管理者が指定する職員</u></p> <p><u>イ 大阪事務所 会計事務を担当する所長代理（所長代理が置かれていない場合にあつては、主査）の職にある者</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(物品取扱員の設置及び任命)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所 <u>ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める者</u></p>

<p>ては、<u>係長</u>）の職にある者（<u>係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者</u>）、<u>課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は物品管理職員が指定する者</u></p> <p>3 （略）</p>	<p><u>ア 事務所（大阪事務所を除く。） 物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は物品管理職員が指定する者</u></p> <p><u>イ 大阪事務所 物品管理事務を担当する所長代理（所長代理が置かれていない場合にあつては、主査）の職にある者</u></p> <p>3 （略）</p>
---	--

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。